再評価

事業名 (箇所名)				担当課担当課長	担当課 水管理·国土保全局治水課 担当課長名 藤巻 浩之			事業 九州地方整備局						
	熊本県球磨郡相良村、五木村			J	Im william					•				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業													
主な事業の 諸元	アーチ式コンクリートダム、堤高107.5m、堤頂長約300m、総貯水量133,000千m3、有効貯水量106,000千m3													
事業期間	事業採択	昭和42年度	完了		-									
総事業費(億円)	_		残事業費	(億円)		-								
目的·必要性	〈解決すべき課題・背景〉 ・令和2年7月豪雨が発生し、広範囲にわたる浸水や氾濫流による家屋倒壊、更には、球磨川に架かる多くの道路橋・鉄道橋の流出など、流域に甚大な被害をもたらした。今後、道路や鉄道、観光などの生業や住まいの再生など被災地の復興を本格化させるためには、その前提となる球磨川の治水対策を早急に取りまとめる必要がある。 〈達成すべき目標〉※「社会経済情勢等の変化」欄を参照 ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の確保、発電 〈政策体系上の位置付け〉 ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する													
便益の主な 根拠	今後、「新たな流水型のダム」の検討を行う状況であることから、ダム本体を含む事業全体を対象に費用対効果分析を行うことはできない。													
重業令体の	基準年度 B:総便益	- _	C:総費用((億円)		_	全体B/C -		B-C		$\overline{}$	EIRR		
残事業の投	(億円) B:総便益 (億円)		C:総費用(_	継続B/C -		-			(%)		
資効率性 感度分析	(億円)													
事業の効果 等	_													
社会経済情 勢等の変化	<「かんがい用水の確保」及び「発電」>参画の有無等を照会した結果を踏まえ、川辺川ダムに水源を求める利水者がいないことを平成19年8月の事業評価監視委員会において報告をしている。 <「洪水調節」及び「流水の正常な機能の維持」> 令和2年7月豪雨が発生し、広範囲にわたる浸水や氾濫流による家屋倒壊、更には、球磨川に架かる多くの道路橋・鉄道橋の流出など、流域に甚大な被害をもたらした。今後、道路や鉄道、観光などの生業や住まいの再生など被災地の復興を本格化させるためには、その前提となる球磨川の治水対策を早急に取りまとめる必要がある。このため、国、熊本県及び流域市町村からなる「球磨川流域治水協議会」を立ち上げ、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水プロジェクト」の策定に向けて検討している。また、熊本県知事は「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」での検証、及び流域住民への意見聴取を経て、令和2年11月に『「緑の流域治水」の1つとして、住民の「命」を守り、さらには、地域の宝である「清流」をも守る「新たな流水型のダム」を国に求める」」と表明した。 なお、流域内の人口や資産、下流における既得用水の使い方に関し、前回再評価時以降、大きな変化はない。													
主な事業の 進捗状況	昭和42年6月 実施計画調査に着手 昭和44年4月 建設事業に着手 昭和51年3月 特定多目的ダム法第4条に基づく基本計画告示 平成10年6月 特定多目的ダム法第4条に基づく基本計画変更告示 平成19年5月 球磨川水系河川整備基本方針を策定 平成20年9月 熊本県知事が「現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべき」と表明 平成21年1月 「ダムによらない治水を検討する場」を開始(国、県、流域市町村) ※平成27年2月第12回をもって終了 平成27年3月 「球磨川治水対策協議会」を開始(国、県、流域市町村) ※不成27年2月第12回をもって終了 平成27年3月「球磨川治水対策協議会」を開始(国、県、流域市町村) ※令和元年6月第9回球磨川治水対策協議会、及び令和元年11月第4回整備局長・知事・市町村長会議をもって終了 令和2年8,10月「令和2年7月豪雨」により、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」を実施(国、県、流域市町村) ※令和2年10月第2回をもって終了 令和2年10月「球磨川流域治水協議会」を開始(国、県、流域市町村、九州農政局、熊本地方気象台、九州森林管理局) 令和2年11月 熊本県知事が「新たな流水型ダムを求める」と表明													
進捗の見込		発生し、熊本県知事か 川の抜本的な治水対第 こととしている。												
代督系立条 等の可能性	< (代替案立案の可能性> ・「洪水調節」に関する事業目的については、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」で、これまで「ダムによらない治水を検討する場」や「球磨川治水対策協議会」で検討してきた治水対策案について、令和2年7月洪水に対する効果等を検証した結果、一定の効果は確認されたものの、これらの対策だけでは、計画高水流量や計画高水位は大きく上回る結果となった。 ・「流水の正常な機能の維持」に関する事業目的については、ダムからの補給を前提とせず、当面は川辺川及び球磨川の渇水時に、必要に応じて関係機関と連携し、渇水調整等を実施することとしている。													
対応方針	継続													

対応方針理 由	令和2年7月豪雨を受け、熊本県知事から「新たな流水型のダム」を求める表明がなされ、「流水型ダムの検討への速やかな着手」を求める意見もいただいている。また、球磨川の抜本的な治水対策については、国、熊本県及び流域市町村からなる「球磨川流域治水協議会」において、令和2年度内に取りまとめることとしている。 こうした状況を踏まえ、本事業においては、ダム水没予定地及びダム関連施設を、引き続き維持管理するとともに、『「新たな流水型のダム」の検討』を加えて、継続することが妥当である。
その他	〈第三者委員会の意見・反映内容〉審議の結果、対応方針(原案)どおり、「事業継続」で了承された。 〈熊本県の意見・反映内容〉本県は、今回の洪水を契機とし現行の貯留型である川辺川ダム計画の完全な廃止と、「新たな流水型ダム」の建設を国に求めています。これを踏まえ、ダムの水没予定地及びダム関連施設を維持しつつ「新たな流水型ダム」の検討を行うとした今回の「対応方針(原案)」案については、異存ありません。なお、「新たな流水型ダム」は、安全・安心を最大化するものであるとともに球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があります。この点を流域の住民の方々に確認していただくためにも「法に基づく環境アセスメントあるいはそれと同等の環境アセスメント」の実施をお願いします。併せて、県や流域市町村だけでなく、流域住民とも一体となって、事業の方向性や進捗を確認していく仕組みの構築について、ご協力をお願いします。また、川辺川ダム問題に長年翻弄され続けている五木村の住民が、これから先も末永く五木村で暮らしていけるよう、引き続き支援いただくとともに、相良村の振興についても支援をお願いします。

川辺川ダム建設事業位置図



